

食品営業許可制度が変わります

令和3年6月1日施行

☆食品衛生法の改正により、下記の対象外を除き、
すべての食品等事業者は営業許可もしくは営業届出の対象となります。

必要な手続きについて確認しましょう！



新 営業許可業種

食中毒のリスクなどを踏まえて業種が再編(新設・統合・廃止)され、32業種が定められました。

※新設・統合の業種

- | | | | |
|--|---------------|---------------------|----------------|
| ① 飲食店営業 | ⑦ 乳処理業 | ⑩ 水産製品製造業 ※ | ④ 麺類製造業 |
| ② 調理の機能を有する
自動販売機により食品を
調理し、調理された食品
を販売する営業 ※ | ⑧ 特別牛乳搾取処理業 | ⑪ 冰雪製造業 | ⑤ そうざい製造業 |
| ③ 食肉販売業 | ⑨ 食肉処理業 | ⑫ 液卵製造業 ※ | ⑥ 複合型そうざい製造業 ※ |
| ④ 魚介類販売業 | ⑩ 食品の放射線照射業 | ⑬ 食用油脂製造業 | ⑦ 冷凍食品製造業 ※ |
| ⑤ 魚介類競り売り営業 | ⑪ 菓子製造業 | ⑭ みそ又は
しょうゆ製造業 ※ | ⑧ 複合型冷凍食品製造業 ※ |
| ⑥ 集乳業 | ⑫ アイスクリーム類製造業 | ⑮ 酒類製造業 | ⑨ 漬物製造業 ※ |
| | ⑬ 乳製品製造業 | ⑯ 豆腐製造業 | ⑩ 密封包装食品製造業 ※ |
| | ⑭ 清涼飲料水製造業 | ⑰ 納豆製造業 | ⑪ 食品の小分け業 ※ |
| | ⑮ 食肉製品製造業 | | ⑫ 添加物製造業 |

許可届出対象外

次の「公衆衛生に与える影響が少ない営業」や
食品衛生法上の「営業」に該当しない業種については届出対象外となります。

- ・ 食品・添加物の輸入業
- ・ 食品・添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業
- ・ 長期保存可能な常温包装品の販売業
- ・ 合成樹脂製(木製器具に合成樹脂でコーティングされたものを含む)以外の器具・容器包装の製造業
- ・ 器具・容器包装の輸入業又は販売業
- ・ 学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の集団給食施設
- ・ 農業、水産業における食品の採取業

例) JAや直売所等へ米・野菜を出荷する農家、農産物の出荷前の洗浄・パック詰め、
漁協へ荷揚げする漁業者、出荷のためのワカメの塩蔵 など

営業許可・届出の対象となるすべての施設は

ハ サ ッ プ ✓「HACCPに沿った衛生管理」の実施 ✓「食品衛生責任者※」の設置を行う必要があります。

※食品衛生責任者の資格要件は以下のとおりです。

- 1 食品衛生監視員、食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- 2 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、と畜場の衛生管理責任者 及び 作業衛生責任者
- 3 食品衛生責任者養成講習会の受講修了者

施設基準の変更の一例

【手洗い設備】水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。



	現在	法改正後	手続きはいつ？	注意点
1	許可	許可	令和3年6月1日以降の許可更新の時	施設基準に 変更 があります。
2	なし	許可	令和3年6月1日～令和6年5月31日の間	施設基準があります。保健所にご相談を！
3	許可	届出	(自動的に移行するため)手続き不要	届出内容の 変更 や 廃業 のときは、手続きが必要です。
4	なし	届出	令和3年1月1日～令和3年11月30日の間	

	現在	改正後
1 許可業種が「変更」になる業種	◆ 喫茶店営業 ◆ 飲食店営業(仕出し・弁当)※卸売の場合 ◆ あん類製造業 ◆ マーガリン・ショートニング製造業 ◆ ソース類製造業 ◆ 缶詰又は瓶詰食品製造業 ◆ みそ製造業、しょうゆ製造業 ◆ 乳酸菌飲料製造業	◆ 飲食店営業 ◆ そうざい製造業 ◆ 菓子製造業 ◆ 食用油脂製造業 ◆ 密封包装食品製造業 もしくは ◆ 届出 ◆ 密封包装食品製造業 もしくは ◆ 届出 ◆ みそ又はしょうゆ製造業 ◆ 乳処理業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業のいずれか

2 新しく「許可」が必要になる業種	◆ 水産製品製造業 (イタハタ寿司、明太子、魚介類の干物などの製造) ◆ 液卵製造業 ◆ 漬物製造業 ◆ 食品の小分け業	3 許可から「届出」に移行する業種 ◆ 乳類販売業 ◆ 冰雪販売業 ◆ 冷凍冷蔵倉庫業 ◆ 食肉販売業(包装食品のみ) ◆ 魚介類販売業(包装食品のみ) ◆ コップ式自動販売機 (屋内設置等、一定の要件を満たす場合)	すでに許可がある方は 手続き不要
----------------------	---	--	---------------------------------

4 新しく「届出」が必要になる業種	◆ 許可32業種以外の販売業、製造・加工業 野菜・果物販売、精米、弁当販売、調味料製造、海藻製造・加工、製茶、卵選別包装、切干大根の製造、切餅の製造、ジャムの製造、蜂蜜の精製、コーヒー焙煎 等 ◆ 合成樹脂製の器具・容器包装の製造業 ◆ 集団給食施設(1回20食程度以上)	すでに特定給食の届出を されている方は届出があった とみなすため手続き不要
----------------------	--	--